

■令和8年 八戸えんぶり「八戸うまいもん広場」出店要領

2025/10/20現在

1. 総 則

- (1) 八戸地方の食文化を観光客および市民に紹介・PRし、地域の魅力を発信することを目的とする。また、八戸えんぶり期間に行われる「かがり火えんぶり」等ステージイベントの賑わいを高め、観覧客の利便に資するため、えんぶり特設売店を開設する。
- (2) 出店業者は、本要領を遵守し、イベントの円滑な運営に協力する義務を負う。
- (3) 八戸地方えんぶり保存振興会（以下「主催者」という。）は、出店業者が違反行為、要領に反する行為、イベントの運営を妨げる行為があった場合、その事業者に対し、出店停止・退去を命じ、以後の出店を一切認めない。

2. 出店要件

- (1) 地域の事業所を対象に広く公募する。
出店にあたっては「VISITはちのへメンバーズ」への会員登録を必須要件とする。
- (2) 全日程営業できる事業所であること。
- (3) 販売する商品または材料等は原則として八戸地域产品及び県産品を優先し、観光振興に資するよう努めること。
- (4) 八戸地域の食を紹介・宣伝するメニュー（以下「八戸地方の食PRメニュー」という。）を必ず1品以上提供すること。
- (5) 12月16日（火）開催の出店者説明会（出店抽選会）に出席できる者。

3. 出店基準

- (1) 保健所による営業許可を有し、その写しを提出すること。営業時は許可証を掲示し、法令を遵守すること。
- (2) 衛生管理を徹底し、保健所・衛生指導員の指示に従うこと。過去の指導事項は改善済みであること。
- (3) 暴力団関係者の出店・従事・関与を禁止し、違反が発覚した場合は即時撤去し、以後の出店は認めない。

4. 出店概要

- (1) 出店会場 八戸市庁本館前市民広場（〒031-8686 八戸市内丸1丁目1-1）
- (2) 出店期間 令和8年2月17日（火）～20日（金） 時間：正午～21：00まで

5. 出店遵守事項

- (1) 商品の品質管理、衛生管理を徹底し、万一食中毒等が発生した場合は出店業者の責任で対応すること。（八戸市保健所 衛生課 電話0178-38-0720 八戸市田向3-6-1）
- (2) 感染症対策に留意し、予防用品等は各自で準備する。体調不良者は接客を控えること。
- (3) 昆虫、ほこり等による食品の汚染を防ぐことができるよう屋根を設置し、原則、三方を囲んで営業すること。
- (4) 名義貸し・転貸を禁ずる。発覚時は即時退去し、以後の出店は認めない。
- (5) 販売価格は市場実勢価格を守ることとし、全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (6) 店舗前に商号を表示し、主催者交付の出店許可証を見やすい場所に掲示すること。
- (7) 火気使用時は消火器を設置し、安全管理を行うこと（2/17現場確認あり）。事故等について主催者は責任を負わない。
- (8) 酒類の販売は未成年者および運転者への提供を禁止する。
- (9) 油跳ねなどによる路盤保護のため敷物等を用意すること。
- (10) 廃油・残渣等は適切に処理し、排水溝をつまらせないこと。

- (11) 夜間警備（2月17日夜間～20日早朝）は情報通報を目的とし、出店者は自己管理を徹底すること。万一損害を被った場合でも主催者は一切責任を負わない。
- (12) 期間中、閉店の際に使用する店舗前面を覆うシートを各自用意すること。（5.4m分）
- (13) 営業取止めや商品変更は事前に主催者へ連絡。承認を得ること。無断の場合、次回以降の出店を認めない。
- (14) 出店周辺の清掃・美化・安全の確保を随時行うこと。

6. 申込方法

- (1) 出店を希望する事業所は、下記書類を主催者（事務局VISITはちのへ）へ提出すること。
【提出書類】 ①出店申込書、 ②提供メニュー記入用紙（保健所提出用）、
 ③食品衛生法に基づく営業許可証写し
※出店希望者が多数の場合は、八戸地方の食PRメニューの重複がある事業所間で出店抽選を行います。ご利用お客様の満足度と会場の賑わいを高めるための措置ですので、予めご理解・ご了承のうえご応募ください。なお、抽選は出店者説明会の冒頭に行います。
【提出期限】令和7年12月1日（月）必着
- (2) 他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。
 ※受付時は本人確認ができるものをお持ちください。（免許証またはマイナンバーカード等）
- (3) 出店者には、出店説明会を行った後で出店許可証を交付します。
- (4) 出店場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、出店業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは、他業者にも同意を得て遅滞なく事務局に連絡すること。
- (5) キッチンカーでの出店を希望する事業所は、事務局との要相談とする。

7. 出店料(固定制コマ料)	1 コマ (5.4mX3.6m テント)	半コマ (2.7mX3.6m テント)
VISIT はちのへメンバーズ会員	70,000円	40,000円

- (1) 出店料は、出店説明会当日に現金で支払うこと。
- (2) 既に払い込んだ出店料は、災害や感染症の蔓延等、主催者がイベント中止を判断した場合を除きいかなる理由があっても返納しない。
 ※期間中の一部日程のみ中止となった場合は日割りにて返金します。

8. 車両乗り入れ

- (1) 期間中の市民広場への車両乗り入れ可能時間は下記のとおり。
 - ・ 8:30～11:00（厳守）
 - ・ 21:00（イベント終了後）～
- (2) 営業時間内の車両乗り入れは禁止。
- (3) 通行許可証を必ず警備員等へ提示すること。
- (4) 市庁内車両通路、三八城神社の敷地、付近のコンビニ等、許可のない駐車は禁止。

9. 設営・撤去

- ・ 設営：2月16日（月）午後2時から
- ・ 撤去：2月20日（金）午後10時までに完全撤収
- ・ 主催者提供：電源（100Vのみ）、給排水場所
- ・ ゴミは集積所に廃棄（翌日9:00収集）
 一斗缶、廃油、ブルーシート、ロープ、発泡スチロールは各自持帰ること。

10. 重要事項

- (1) イベント中止に伴う損害について主催者は責任を負わない。
- (2) 施設を損傷させた場合は、当該損害の賠償を請求する。
- (3) 出店業者は安全かつ円滑な運営に努めること。
- (4) 個人情報 は運営上必要な範囲で使用する。
- (5) 本要領に定めのない事項については主催者の指示に従うこと。

以上